

婦人關係資料シリーズ
參考資料 第19號

賣春問題の對策について

—— 婦人少年問題審議會婦人問題部會記錄 ——

勞働省婦人少年局

參詳理林部以照
製人因計發其

婦人少事、岡田醫士會に
 對し、去る五月三十日、所
 勸大臣より、死者岡田の対策
 について、次のようは諮問が
 ありました。

婦人の人権を尊重し、
その福祉をはかるため、売
春問題についてその会の意
見を問う。

同審議會ではこれを婦人向
眼部会に附託して、審議を進
めることになりました。七月
一日にその第一回の会議が向
かひました。この資料は、その
ときの逐次録です。

勞頓看歸人少年處

婦人少年因患帶下赤白相兼

李 員 前 攝 貝 原

東坡集卷一

婦人少年既過，能令得人，功即全矣。

江上フジ

臺灣銀行改組臨時委員會

檢 舉 江 尾 天 雄

望城守防北郭保安寨

形似條鞭一根本來之勁

恭頌 萬壽無疆

野矢平馬郎 新田 三郎

工 務 試 驗

婦人 藤田 再美子

婦人少年同意審議會婦人問題部會記錄

田中 皆様のお手もとに送上げてあります「婦人少年問題研究会報告会」報告向産対策についての組織（案）（巻末本附）という大枚長い名前の一枚のものは先日神崎先生と御相談致しまして、事務局が準備すべき資料に、それから今後の調査の案、それから対策の案などをここに一起並べたのでございます。その資料のうちすでにござして今日要買の書籍に送上げましたものは、二冊目の「戦後の慈善沿革年表」という、これは密蔵の方にお預け致しまして、戦後の通歴その他慈善対策の措置に關する資料を求めたものでアリ利りになつてゐるものでございます。その中には例の勅令九号や、スキャップ、メモランダムなど一通にしております。

「三番目の『空律條例系』というのは、梵音関係の法值や縣令を集めたものでござります。四番目の『聖合聖相令系』これは初令九号とメモランダムが二つその中に二略にしてござります。それから六番目の『諸外國法令系』これは三番目の『法律條例系』の中に一略に入れてござります。資料としてそのほかに『舊唐四庫』にうけて

しという婦人同連合会の記録を差上げてこられます

資料はそのようなものでございますが、調査の方では、その中の2人の定春師並に華厳の金剛經を授けられたものがございしますが、これは四十六郡道内県の地方志調査に私どもの方から定春師の故を祀座するようにという依頼を出しまして、今日までに三十五郡から回答が来ております。それを一施まとめて神岡先生のところにお渡ししてございます。しかし、まだ全回約の数はできておりませんし、その回答の定春師の欄の方が星によつて違つておりますので、ほんとうの概数でございます。それから4人の「確定経典記録」といふのは、その記録の中からお書きを付けた兩人とその対象になつた男子の申渡したものの中から、参考に用ゐる事項を調査してはしいという神岡先生の御希望でございましたので、早速東京地方警察庁の鶴田検事にお頼み致しましたところ、検事された人の取柄の間に調査して下さる事になりました。定春師三百、相手側の男子三百という数は大体ひと目ぐらひの手足で調査を依頼致しております。調査表はお手もとに送上げたものについて今日警察に寄贈して頂くようになつております。

それから來の中の四に重刊調査といつのがございます。その三の「本願寺村」について、御入り年報の本願寺員室がわりあいに詳しい報告をしてあります。それも神崎先生のお手もとに呈上げてございます。資料や調査について今日まで事務当局が致しましたことは三つくらいでございます。なお議員が仕事を致します上の参考として、神崎先生に伴われて吉原見学をして参りました。

材料 何 たは日本の婦人課の報告について、たにの報告がございまして、いまだ手もとに置かれておる。この材料のリストの中資料については、印刷新聞のありました通り大部分が集められておりますが、この問題に關する研究文獻のリストを作つて頂きたいと思ひます。これは主として戦後のものに置き、たいと思つておりますが、官庁関係のもの、いままで業務を中絶していろいろ、官庁出版物ができておられます。これのリスト、それから二、三は一般の出版物、たとえば京都から出ました「街都」といふ書物とか、雑誌の特集号としては「婦人の世紀」の「丸善の生」といつた特集号くらいまで含めて、個々の雑誌論文や新聞記事まで及ぶと大変ですから、とにかく軍中と雑誌論文という限界で特集号に紙界をとり、これを蒐集してリストを作つて頂きたい、それに對して内容の簡單な三行か四行ぐらいのタイトルを作つて頂いたら皆さん

に御褒判だと思ひます。それから野良のものを主としております。

この研究リストが皆さん方の研究の一つの基礎になると思ひます。それから二番目の「戦後の資金増強年表」これは警視庁の方から基本資料が出ておりますが、まだこれでもって十分な年表という形態にはなっていないのであります。私の手もとに戦後の年表が所蔵院に所蔵されてゐる種人更生相模所の所長の高橋英喜という方が「種人福祉推進の展開」占領下の年表」といふものを御自分で書き綴つて送つて来ておられますが、これは神奈川県を中心としたクロニクルで、こういったものを、全国的には大変ですが、大体東京を中心として作つて貰ひたら便利じゃないかと思つたのです。この年表を作ることによつて戦後の沿革、さらに戦前から引續いて来たものの流れがみえ、いふものが、約歴の形と把握されると思ふのです。それから「法務省関係」とこれについて、これは大体資料が出ておりますが、この日本の犯罪関係の法経は二通りありまして、先づ行政をした者を禁止してゐるのと、普通客引條例といつておりますが、街角の客引きだけを禁止して先づ行政をした者を禁止してゐるのと、二つの種類がございます。こういう條例を分析して日本の條例の性格、特徴といつたものを引出してゐる必要があるように思ひます。それから「更生軍指令案」です。更生軍指令案から配布されましたこの資料のみではまだ不十分でありますので、「警察に關する連合軍指令案」、公傷禁止の法案から勅令乃至の制定に關するものは日本政府との交渉の経緯を非常に詳しく書いた文獻が市政に關してありますから、手に入れて讀んで追加して貰ひたいと思ひます。これを更めますと大体日本政府がアメリカの指令に引附られたといひますが、日本の国内の更生の事情と、アメリカの政策的な方針の間に差がつて非常に曲んでゐる面がはつきり出て参ります。それから「超外国の條令案」これもひとつ條令の條文を分析して讀くと、こういう点を取入れることができるかというような特徴を知ることができると思ひます。それから時に私が重要視してありますのは五番目の「判例判決集」です。これは児童の福祉を侵害した大人の行動を罰する、具體的に申せば子供を虐待したブローカーだとか、それを罰した者だとか、それから罰するね、そういうものが引附つてくるケースですが、最近最高裁判所の家庭局から判例集が出版されております。その中から特飲食関係のもの、特に重要部分を取つて聞きたい。

い、それを犯すところやんと變が附せられてゐるわけなのです、それから特に重要なことは、いままでは素者は命を貸してゐるだけだ。せが自由意思でやつてゐるのだ。竊煙してゐないといふやうな説明形式で素者が逃げたつたが、あの判決を見ると素者が管煙してゐる、支那下においてゐるといふ裁判長のはつきりした判決がございしますから、そついつたものを大きく引出して全国的に通用して行く筈が聞かれるのじやないか。兎臺獨裁法に附しきとは基本の判例集が出ておりますが、あと勅令九号、勞働基準違反、職業安定法違反の事件の判例を何らかの方法で求めて置きますと、日本の売春問題の処置に關する裁判所の判決といふもの、しかもそこに現れてゐる日本が國民道德の水準といふものがはっきり具體的にわかるわけで、この点をひとつ十分御検討願ひて御活用願ひたいと思ひます。

それから刑罰の部分に入りますが、従来救済、救済あるいは公債、私債、釘櫃といろ／＼な名稱が使われていたのですが、どうもこれらの概念規定がはっきり致しません、いろいろな急務をいってルーズに扱われており、すなわち、赤金で救済とはどういふものか、釘櫃とはどういふものかという概念規定をひとつはつきりさせて、混乱を防ぎたいと思います。

それから二番目は「売春禁止に當るの全國多數把握」ということで基本数といふものを把握したのでござります。これについては地方取組要綱からの報告もござります。国庫、機務方、自治警察に尋ねて行つても十分把握ができておりませんので、勢い不統一や混乱は免がれないと思ひますが、これを把握する方法がないわけではなく、たとへば地方取組を機会におきましては選民飲食税を把握するために相当精密な調査を致しております。税金の面から調べて行きますと素外四割よりも正確な数字が出てくるのじやないかという予感が致しますので、もう一つ点も御研究下さいたいと思ひます。それから衆議の把握であります。たとへば同じ衆議院共済でも東京ではカフエー、静岡縣では料理屋、京都ではお茶屋という呼び方になつており、又山口県では特殊特合、あるいは特殊下宿というよう呼び方をしております。そしてこれらの衆議と各縣をばつさりしたい。もう一つは衆議については凡俗語氣流の枠内に入つておりますものと枠内に入つていないものがあります。東京の呉服では吉原は凡俗語氣流の枠内になつておりますが、成城野市の三馬では食品衛生法と関係なしとの取締りを受けているに過ぎない。そういう戸別係を的確に把握したい。これがこのような衆議を整理して行く時條件になつて

どうして女の子が誘されたか、あるいはブローカーがどういふ手口で新島に売ったか、新島でどういふ待遇、生活をしておったか、それがどうして発覚したか、それをどういふふうにして警察に届いたか、新島地検の方こそ

れを暴行するに到つた事情、その他法廷における弁護士の開陳の態度・現在その女の子はどうしているかといふ
たよつた一貫した事例研究といふものが欲しいのでありまして、これを調べて行く上にいろ／＼法律の面からい
かば政治的考慮の必要といふやうなものが明らかになりてくると思ひます。特に人身売買といふことに關しては新馬
事件が典型的なもので、せひともこれは深く掘下げてみたい。(第二)は殺人事件と申しておりますが、これは横濱
の市警が日本を始めて赤坂区内に導入をした、市の慈善條例を適用して慈善の脱行犯卜場所提供者として機
密し送致したといふ始めての事件であります。東京でもしこれが今後行われましますならば、赤坂区内の存立が危う
くされるわけでございますして、東者は非情に懸いており、警視庁の取締方針なんかを待出して、これは無効であ
るといふやうな弁護の仕方をしてやるようであります。このやうな本條区域に最初くさびを打込んだ事件、二
れは非情に行政的重要性がございますので、何らかの形で事例研究として取上げてみたいです。それから三番目には
本島事件として挙げてありますが、これは本島の駅裏の特設街、それも普通の住宅を作るといふ名目で許可をと
つて、事実上特設街がでぎ上るといふらんばうな方式でありまして、もしこれが玄島で失敗したら小ますならは全国
にあるところで、學校の隣にぐも住宅を作ると稱して特設街がでぎ上るわけで、せひともこれを阻止しなければな
らぬい、しかも旭毛のP.T.A.婦人会、救護組合、鉄道沿線の敷地のすぐそばにありますところから国鉄労働など
が猛進動をしておりまして、先日参議院の學生委員の来訪帶手帳預、大野幸一議員、それに河崎さんも御一緒
においでになつて現地觀察をして参りましたが、詳しいことは河崎さんから御説明したいと思ひます。

最後は戦争基地の風化問題ですが、これは三月二十五日に高田町ち子議員から緊急質問が提出して、吉田首相

木村三務義就、天野文相、吉武芳雄大座から答弁があり、いずれも善処するということだけは約束しておられます。最近これがわがに重要の社会問題になって来ておりますので、何かその解決に貢献できるような対策というものを併せて考えて行く必要があるのではないかと。要するに先般新潟県は赤線正貨の問題と基地の尻尾問題、この二つに要約されていると思いますが、この基地の尻尾問題に關するいろいろの基本資料として、R、A、A聯合会の設立を始め、皆さんのお手もとに配りました資料がございまして、それを繰打ちするものとしては、日本の皆白いというタイマモンド特許手の中に、「肉体の防波壁」という記事が出ております。これは当時夢現片の風紙俵巻をしておられた方がお著さになつたもので、こういうことを二度と繰返したくないという悲痛な叫びで、愚稿の残った記事でございます。

組織会としては、く、う、ろ、ろ、ろにわたりますが、とにかく先事問題を解決するため、本格的に調査本格的に資料を整理に及ぼして、有効適切な、これの対策に費するよう、われわれの見解を打ち出して行きたいと思ひます。

以上長々申述しましたが、皆さんの御懸念によつてこの中で何か必要であるか、何か必要でないか、もつとこゝういふ問題をに入れてみたらどうかといふことと、もう一つはどれから手をつけて行くか、この二つの点を御同義願ひたいと思ひます。ひさし御所の方を大要お持たせられましたので、行政監察委員会の報告について、調査委員の山口さんから、また御令九号を急務化するに於いての實施事項を、義務者の江尻さんから、そして實際取締の立場から、監視が監察局長から御説明願ひことの後、一般的に討論に入りたいと思ひます。

それではまず現在の政府と国会のこの問題に対する対策、基本線を明らかにする趣意におきまして、まず政議院の行政監察委員会の報告書につき、調査員の山口さんに御説明願ひたいと思ひます。

要口 夫は行政監察委員会の委員候補に今日の会議について努力者の樺人少年局長から書面を頂きました。われらの行政監察委員会というのは議員をもつて構成してござります。われら調査員は奉命の下轉達をするだけで、国会でも何も発言权口口い、しかし委員の方にも理事会を開いてその承認を得、どうしてまた委員会を開いてその承認を得てからでないかと求められたい、そこで本日は個人の資格、つまり学識経験者という事で出て来たわけでございます。

平岡君中興助會が私の調査報告書を非串に重要視してくれまして、同じものを三條も五條を割つて、しかも行政調査委員会の名前で配つて、地方に大分行つたらしいのです。

これは一体どうしたらいいのかわからない、という質問が非常にある。そのために私の方の勉強会のために、何んとか勉強を共に持つ方法をやらうという話がある。ところが白紙と湧いて来まして、これはおそろく地方の要人の廻りだと思ひます。それで私どもの方から一応関係官庁の方に集まつて勉強して貰つて、資料をもう一人提出して貰つて、この上で勉強をしよう、幸いに行政監察委員会の設置又撤の三項に、本委員会に調査の給料に基き、必要と認めるときは所管の機関に対して必要適切な協力を勧告することがござる、というのがあります。そこで御意見を

作るといふところに現在までなつております。それで冬休の方にお預けしましていま資料を出してあるのであります。各官庁は非常に手前みそばかり並べていて實際勸告状を作る役に立たない。もう少しわれ／＼が仕事をやる上にとこの重点が、一体どこが固つているところかといふことを出して貰いたい。これを兎ますと勸告なんが出さんでいいという感じを与えるのとはないか。これは私だけの感じですが、そういうように思ひます。それで青少年問題協議会ともし一回協議した上で勸告状を作りたいと考えております。この委員会の報告書は赤線区所に対して非常に拙いのです。もう一回時限を見せして出して見たい、必ず赤線区所に向意があります。特に連勝軍関係、基町引越関係、これは非常に向意が乏しくさんあるようです。協議会の基前で資料を揃えて赤線院に調査要求書を出すことはできます。出して頂けば理事会にかけます。人身売買ははっきり掴めないといふことなので、私の方で特に山形県と神奈川県のケースなら詳細につかめるから、これで人身売買のモデル、ケースを掴んで賣つて、その上で赤線区所を廻んで貰おうという最初の計画だったのですが、それがうまくいかなかった。こうしてこれから研究が済みして、もう一回国会に出して頂ければいいと思ひます。私は特に治安、警備の向意をやつてゐるから、結局労働関係、學生関係といふので私の方に廻つて来たわけですが、そういう人身売買に關する基本約な考え方は半日に調査員の廻ができていふと思ひます。もう一回こゝでやられたものをこの志が足らん。国会でこんなことを考つてゐるのはけしからんといふことを考つて下さるいいと思ひます。

神岡 非常に有力の側面吸を与えて置いて有難うございました。あの報告書は厚生省の尾崎次官が趙盾赤線
で封やむなしというふうな表現を使われたいために、いわゆる拙い結果になつてゐると思ふのですがいひしあの
中で特に私が重要だと想つた点は、セガ自由意志で切いてゐるので、軍需は邦産を貸しだり食事を提供してゐたに違
ひないといふふうな従来の説明が、新進の業者の存在によつて、特許業者は女の売春による収入によつて生活し
てゐるといふことが、他人の売春から利益を受けて生活してゐるといふことがはっきり出ております。もう一つ
は、いろいろのことを考へてゐるが、大体的には佛阿蘇が存在してゐるといふことになるわけなのです。
もし在佛阿蘇が成立してゐるといふことにすると労働基準法関係になり、もしセガが独立経営者であれば基準法
は適用し口いといふことになります。

国会の委員金の給與として宣傳關係が事實上存在しているということになると、これは今までの方針をこの際再検討して度く獎金とあると思ひます。

それから、現今九号地所といふことも、改良してゐるわけで、その二つの点において、相手を下げたいと思つてゐるのです。

この点に關して次に勅令九号の法律化に伴う大砲手帳について、茲務存の正虎拾弔からお伺ひ致し、それと内
應して大砲師面を交付つておられる警視庁の森平課長さんから、統いて御説明願ひたら有難いと起ります。

江尻 佐務府、税務局の利害課の江尻でございます。お招き頂きまして勅令九号の實施手續についてごにが御参考になることをお話ししようということでございましたが、私は實施事項として將來の問題、政策決定をするという立場にございませぬ。ことに勅令九号を法律と同じ効力を持たせるといふ法律が五月七日に通達したばかりでございますから、それまでの法律制定の経過というたものを御説明致しまして、その間に自らこれからの対策の問題も含められて参ると想いますので、御意見をなさるだけありのままに御説明することに致しまして、それによつて御取柄を願いたいと存じます。

御承知の通り勅令九号の原本になりました昭和二十二年の一月二十一日「日本における公娼廃止に關する件」という覚書が發せられました。それによつて日本の公娼制度は全部廃止しろ。從來の娼女を拘束するやうな契約は一切無効とするということが宣告された。これを根據指令としまして翌年の二十二年の一月十五日に於いては勅令九号「娼女に從屬せしむる者の処罰に關する勅令」というのが制定されたわけでございます。御承知の通りこの勅令九号は勅令をそのまゝ施行する。實施に務めすという原で非常に思いでありました關係で、條文もわずかに三カ条、實體規定としましては二カ條だけの規定でございます。御承知のことと想いますが、第一条は「娼女を拘束させて娼女をさせる行為」を履行。脅迫を伴わない。利法上の強制策、強制策にならない程度の面惑のさ。二条で「娼女をせしむる」という行為を処罰する規定が第一条でございます。第三条は「娼女を能くする」とある内容とするやうな契約で拘束する行為」とやはり一種の人身拘束を与える。心理的にせよあるいは物理的にせよ、娼女をさせることを内容とする契約によつて拘束する行為を処罰する規定が第二条に置かれております。兩者併せまして娼女を周囲からある種の拘束を加えて娼女の余儀なくして刻らしめるといふやうな、外部から取締る形になつておりました。此を行爲そのものを処罰の対象としてはしておりません。そこでこれを是當りの情重と致しまして、昭和二十三年の三月二回会に「娼女等処罰法案」といふ法律案を政府提出で提出致しました。これは娼女行爲そのものと含め、娼女をさせることに關係のあるやうな場所の提供、圖説というやうな行爲まで含みまして処罰の対象とするといふやうな法律案があつてわけでございますが、これは結局留置料ですなどのまゝにいわば廣くつゞきの運命にあつたわけでございます。この娼女等処罰法案の審議経過でわれ、く感じたのでございますが、公娼廃止といふことにつぎましてはかゝるいふ表裏反對の態度があるのでないか、それと結びまして娼女等取締の取柄規定だけ

を伴つてなんにもならないのではないか。やはりこれに対する保護を中にとするような対策が実行して行はねばならぬ。実際は學問などではないか。そういう点については政府の施策は十分とは思えないようである。そういう状態をそのままにしておいて処罰を施さなければならぬ。実際は期待できないのではないかと。この二つで、相当の保護の程度については法務府の所管規定外のことについて、かなり手探りで進められている。そういう状況で保護は水不足になり、その後押しに法律家ということについては格別の動きは出ていない。

ところが昨年の六月、七月ごろから相当重要な総合的な取締法規を作る必要があるという意見が出て参りまして、われわれは当局として何らかの形で準備をしなければならぬということになったわけでございます。その当時のわれわれの所持と致しましては大体いまの勅令九号の趣意を踏襲して行けるのではないかと。婦女の自衛的な意志に基づく犯罪行為の防止という犯罪行為自体の防止につきましても、やはり社会政策的な見付けがまだ十分とは考えない。なお各地方の実情によつて対策を考へられるべきではないか。

従つて実体的にはやはり各地方の自主的な立法権にゆだねて、犯罪行為そのものを取締り、取締りをするのは時期尚早だからとそれらの点は條例に任ずることとに大体の方針を考へておりました。街頭におきます犯罪の紛争といふようないわゆる街頭の目につくような行為についても、やはり同じように地方自治体の自主的な立法にゆだねる。そのほかの婦女の場合でも、人身売買に關する行為につきましても、現行法で商業安法第六十三条とか、あるいは男娼取締法第六條、十七條といった規定がございます。これを綜合して一つの刑罰の法体系にするというには相當の準備を要するし、関係する面も非常に大きい。犯罪の取締り、婦女子に犯罪をさせる行為の取締りといつたような面がやや高れてくるといつて關係があり、これも現行の条文にゆだねて行かうと思つて、結局新しく考へる法案の方向としては、人を捕へ、あるいは囚囚させて處罰をさせる行為、親族とか家族成員といつた特殊の身分關係を利用して、それを犯罪行為にかり立てるような犯罪に利用するといふ行為を對象として、それから、又さういふ地位を利用して犯罪の上り下りをするといつたような行為も、一応考慮の中に入れておく必要があるのではないかと、それから現在の勅令九号の二條にございますような、他人を犯罪とすることを内容とするような契約を結ぶこと自体も、やはり取締りの對象に一定考へられるのではないかと。

かという方面に、限定致しまして、それについてどの程度取締規定が必要であるか、あるいはどういふ取締規定を置くことが妥当であるか、どういふ問題と關係を調査検討しつつあつたわけでございます。ところがこれらの問題を根本的に掘り下げて一つの法律案として纏め上げるというのには、相當大掛りな作業を必要と致します。ことに現在どういふ問題についての實態に關する資料というものは、相當大掛りな調査が必要と致します。ことに行かなければならぬといふような点で、大体事務的にこの程度を一応検討の對象にしようと思つて、まず暫く時間を経過していただくわけでございます。

ところがそのうちに編輯が終結して議和策約が締結されるという折らしい事態が出て参り、従来からあるポツポツ勅令が勅力を失つことになる。従つて勅令九号もそのまゝでなくなるということが予想された。そこで政府の立場と致しまして勅令九号に代るような法律を及に立案致したとしまして、國會がかなり慎重に審議されるであろうといふことを予感し、それが進捗している間に一方勅令九号が平和条約の発効によつて失効したといふことになる。婦女に犯罪を犯すといふようなことを取締る規定は、結局全くなくなつてしまふという結果になる。

万全の策としては勅令九号のような勅令は及に及目だけにしまして、やはり日本の体面としても必要である。平和条約が発効して直ちにそれを廃止してしまふといふのでは面々の問題に、なるのではないかと。いふことも言えまして、取敢えず、これをそのまゝ法律の勅力を維持するといふこととして、綜合的な恒久的な立法はそのあとにさるるを考へる。十分論議を盡して制定するといふ方向が最も適當な措置ではないかといふことに着目したわけでございます。そこでいまのようになつた行政のうちの勅令九号を、そのまま法律としての勅力を維持させるという法律案が、國會提出になり本年五月に於て通過致し、法律官と警察官とに併行する。法務府對警察官命令の処置に關する法律として公布施行せられたいわけでございます。これはポツポツ勅令の中で法務府對警察官命令として法律の勅力を維持するものと廢止するものとを二条、二条にわけたわけでございます。従つて勅令九号は現行の勅令ではございませんが、そのまゝ法律としての勅力を有するといふ形で現行に施行されておられるわけでありまして、法務府對警察官命令の處置に關する法律におきまして、ほかのものはいずれも問題なく通りまして、結局相當の一掃車ははりましたのは勅令九号の問題であつたわけでございます。その際、法務府で勅令九号の上

そこでわれ／＼の方と致しまして、もちろん附帶決定の審議もございますし、今後の問題としてはその趣旨に制うような條合的な法律案を準備する必要があるわけですが、この問題はこれまで申し上げましたようにたゞ刑罰法規定を依りさえすればそれで実行が奉るといふわけではなく、社会環境に対する効果的な手が行たれないと、罰則だけ作つてみても宙に浮いてしまふといふことが考えられますから、茲に當つてはそういう面からの検討も十分加へなければならぬ。場合によりましては法務府だけの立案といふことではどうぞい手が届かないといつて、さうな問題にもなるうかと思ひます。さし当りのところと致しましては法務府でいまやつておる年少者の保護の問題と関連致しまして、單に犯罪といつたような問題だけでなしに、もう少し広く人身売買といふような面から検討を加えて行く必要があるといふことで、基本的な調査をば／＼やつておるといふた状況でございます。われ／＼と致しましては助々九ろだけでも相当願ひ得る。

價格に附屬して行えはかなり明える問題である。といふふうにも考えられると思ひますか。そういう結合的な法
規を採りますれば、他の面からいへばはり問題とさらに根本から検討し直さなければならぬといふことがあつ
と思ひます。

なるか、今九号そのものの運用の仕方が少し拙いではないか、ルーズではないかといつたような御意見を附さす
か。英文を御覧になるとおわかりと思ひますが、五証上から非常に簡潔な同題を含んでおります。その一は御意
とさせて御啓せむという文句でございます。もう一つは婦女の売春と内容とする契約をしたというふうな文句、現
在でございませう。

被害者というものは普通のところばうとか強盗という場合には、被害が被害者と対立致しますが、この問題に關する限りは果して國政とせだかというようにならば、強めて國難で、それによつて公判を維持して行くのは、自當國が合はれております。さうにもう一方の契約をしたというやうな問題になりますと、現在は一先ほど神崎と

神崎 突如事柄について特に伺ひたいのは、例の前借返還です。これが二十三年十一月十四日の開催の決定により前借は一切無効であるということですが、元々前借の借金ともう一つは時貸というておりますが、金銭消費貸借という表現を使つておることがございますが、両方とも無効だということになります。表決があつたのですか。それが改選直後は相当効めがあつて押えていたようですが、最近段々で減ましまして、事實上前借関係が全体的に優勢して、来ているような状態が感ぜられるのですか。それに対して断然しく制正した機会にこれをもう一度やりなおそうというのですか。あるいはどういふ必要はないかという所ですか。

江戸屋、そういうのは「國賊させてゐた」というのに當るかどうかという問題にもなつたかと懸念のすな
神崎、オニオの「國賊させてゐる」という心理的なあれを伴はない契約、現物を内容とする契約と金銭の買
替の両面が出てくると……。

江尻、それち出て参りますね、しかし從業員の考え方がフリーになつてゐるといふこともしくはあるよう
ですわ、僱主の方もどう整理押しがでない、ある従業員忠を伺ふ、といふうちに……、
神崎、公娼自体も稼働が自由にならず、以前にくらべると解放されておりますが、又最近増金にしばらく
身動きがでないという状態が再現しつつあるようです、この點に因つて實施事項として前借の肉體をひとつ該
所、御検討願ひて、これをどう準備するか、どうするといふいろいろ警察関係、検察がでもやりやすくなると思ふの
ですか、

工 民 いまの勅令九号の解釈が相当難しい資がありまして、前巻の西澤も一筆に附所れるによつて思ふのですが、やはり具体的なケースの上で場合によつては契約と言ひ得る場合があるしどうでない場合もあり得る。又負は想像はつきますが、証券關係その他でなくそこまで握めていといつたような内應があります。

一はる鹿島から取附つて御火地に戻んで行くという吾井でありました。それが二十五日頃ですか。そのとき吾井の警衛隊より、今日は米路に廻えていると思ふのですが如何でしょうか。

保安課長 いえ、全然動いておりません。二十三年三月に緊急動員があつて、そのときの定員が、二万四千五百八十八名です。これは全然動いておりません。

神　　盾　　いまアモなんかに大ぜい繰出してゐるのは手傭隊ですか

保安課長 是れは警察庁の予備隊です。

神崎　これは計算に入らないのですか

神崎の内部のやりくりというところになるわけだ。

係数係員、重要なところに始局人員が配置されるという恰好になるのです。機構改革といつても当面の重要部分に二、三人を寄せてゐるわけで、全体としては全然殖えておりません。

神崎 何かよつがくの機会ですから御質問がございましたら……もう一つお伺いしたいのはカフエーの層
のみをやるについてどの正業転換ということですね。正業転換という趣味で与えられたと思ひますが、果して警備
の矯正指導の役に割つて業者が正業転換の努力をしておるかどうかということですかね。

保安課長 やつぱり放つておいてはやつておりませんよ。こちらから矯正しなければ

河嶋　力ヲエトらしく設備を及えて行かなければいけませんね。一坪ぐらいのところを力ヲエのような形
にしているが、あれじゃお客さんが入らないから、新築に建て及えて行かなければならないからなか／＼ですわ

神・師・長者の悩めです。しかし、おれを家へ迎ふ人の御用は、さうに大工・エー・ミしく、五匹なら十匹の間にオ
ル足休つて金も何百両かけてもお客さんは坐つていない。賤れくさいのですね。普通のカフエーと違つて座
つたしになつてゐるから通る人から見える。でもお客が飲み食いにお金をつかつてしまつと遊興費の方に喰ひ

れる。そこで奥を連れて行くので、せつかくやつでも……
 上 目的が達つてしまえば稱望も収まるのですが、自約が奥の方にあるんですから、いくら向口を替けても
 一儿を収つても駄目だと知は悪いのです。

區區でなく、ところはおそく、いまの赤穂区域以上に多いのではないか。たとえば浅草の山谷のトヤ街、これはほとんど空置置ない。吉原にも行けないという連中、あの附近の江東の男の者が……。たとえば二重ぐらゐに仕切つてその肉若やひが手帳を握りてそとで待つてゐるとか、こつという極端なのが相當數あるらしい。これは私どもの常識で判断でよいのがあるのですね。どうして呼つたあとで知所喧嘩をするとか、あるいはパチンコ、競馬に行つてしまふとか、検察されると手帳を握りて天が是入れにくるような出来です。なが／＼銀座あたりのカフエーのお客と違つてそのもののみを対象としてゐる。

平には五十円で買ひなら二つちに付こうというものもある

一 道むじ山谷街の附近の危傷婦は自分の二くういは子供が自分の天がある。まだ全部検査し置いています。のではつくりした数字は申上げられませんが、やつてみて検査の後味が悪いのがたくさんある。死持が悪くなつちやうんですよ。またああいふうにはつくり偽造されている以外のところがある。ほんとうに怪みの種です。あの方としてはそればかりやつてゐるのじゃなく、これはごく二弟の仕事で、実際にこれに及ぶる人間は二、三千人の人間なんです。最近のような警備状況ではなかく警察官がどこまで手が届かない。相当苦悶は致しまゝ、あつて人殺すのはだいたいへんなことです。中に行つて現行を捕えて持つてくるというのは、簡単にそこらでいふといふわけには行かないのです。一巡検車局に送り、法律手続などがあつて、形を整えなければならぬ。アメリカあたりではおとりを度つてやるという話があるが、そういうことまでしてやるわけにも参りませんので、苦心しています。相当残しているのは事実です。

にといへば大抵私の方で勤快させている警察官は、月のうち半分くらいは徹夜で働きます。昔段の仕事の中からこれをやつて行くというのには、あまりにも大まくなり過ぎているのです。

神 崎 先生とみ課長さんの御説明のなかに郵船を九百六十五名と相えまいましたか。この中で日本人相手のものと外國人相手のものとばとれくらい的小り合いですか。

様文読受はつてり損んでありませんが、外人相手かだんぐ疎つて現仕七、三位いでりよう。

町橋の手入をやるのと、お三引が通つてしまふ。凡の内、銀座あたりは女は出ないで、機學流たのは全知男です。二ればなせかといふと、お三者の書引行爲で、又は全郎望を待して男が通まつてしまふという結果になつてあります。神、町橋あたりには賣屋みたいなもの、クラブみたいなものができていて、手入れの時は女にちがさういう家の中にもぐり込んでしまふ。

この場合は街場に入るので、散場の前に入るので、
保安課長、街場はあくまで街場です。

神崎 引きさしないでポン引と連

保安課長　主として自分が街頭に行つて掴まえて来て、旅館との特殊契約がなつて、どこでも歩くというのは街
り習、はつきりとした旅館があつてもそこを釈放にして隠れてやるといふのは街娯として致えておりません。これ
はとつちもやりまふのでその区別は検査しませんとはつきりしないのです。大体の集まる場所とかさういふぐ
によつて街娯がそれ以外のが大体見通しはつくのです。

高橋「一の数字は三と書かれていますか」

候宮殿へお入りなさん。二十三区にけです。

神の嶺 両布や八天等は自治體の範圍になるわけですね

保良親民、衛生だとか、國體に輸入されたところは大体幕本舞の右に行つておきさになるかわります。向うは非常にひどくで、成白なんの、私、うそだろうといつたのですが、衛生だけで千五百人いるというようなことをいっているのです。

可、崎、爲生からもう少し先の現状
いろいろの概観が掴み取れるのですか

津吏深見 大抵は騙んでおきます。その間箱根町から肉め出され集団で成道へ出て参りましたが、ではなを五
 六回叩きまゐしてとて、向うが解脫になつたので、まだ帰つてしました。ちよつと拘断したらずばひこつて根
 づいてし難う。いくる換等されても帰つてくる。ですから新しく出る所を將に目を覚めさせて、とこえ集中してく
 るのを逃うのは相当困難なんです。

係要照長 大体今申上げたのが私の方で把握している数ですが、場所としましては七十箇所、二千八百人、三千です。これ以上いるだろうと思いますが、概ねそうじやないかと認めます。

町は全体としては大分敷家が狭つてゐるようによ考えられますが敷家はどこが本当の美体なのかなかなか掴みきれないのです。そこで青柱と哭欄というのがおりました。これはカブエーのせ給など、使夢してみますと、一中は聖行、海行はないのじやないかというのが多少出て参ります。これが全体でどのくらいあるのかちよつと掴みにくいんですが、温泉マークの旅館が二千七百位あります。この七割か八割はおそらくこの場所を提供されてゐるのではないかと考えられる。旅館となる。と温泉の取崩りを隠れまして、私の方でも非常に困つてゐるのです。女でも置いてゐるような悪貨なのは随處見舞ひにやつておりますが、敷が安いのでなかなか一べん整理できず、端からリストを収めて叩いてゆくことになります。

保安課長 旅館あたりもどういっものは表面には出ておりません。税務署に把握されているのは、結局特設徴収たけです。ほかほとんど押えられていない。

保安課長 あれは特設設備の中ですよ、外の旅館は旅館営業法に基づきまして、易に規模が大きくなつたのですが、今までは規模をほとんど与えずに、終戦後、客のない人も收容するといふので、とん／＼許可しておりつた。極めて小さな三間とか二間、そんなのは實際上普通の旅客を泊めても経営が成立たない、そういうふうなところが、温泉マークを付けて連れ込み宿になつてゐるのです。これが相当数散在してゐるわけです、これには手を焼いてゐるわけなんです。

袖崎 温泉マークで悪い出したのですが、吉原へ行ってみますと、カフエーで温泉マークをつけている所が方方にあるんですね、ところが風俗営業法を見ますと、カフエーであるから浴室を設けてはならないという規定が、ちゅんとあるんですが。

保安課長 あれば一室専用の扉を設けてはいかぬといふ制限で、専用の部屋つきの扉を設けてはいけな
いけれども、家族風呂とかいふ全部で利用するのは制限してはいないわけです。

河崎 本吉は一生専用の方が衛生上いゝですのにお、
高橋 野郎でございますが、男娼はどんなふうになつておりますか、

保安課長 男娼は世間で騒がれておりますが、極めて僅かなもので、特殊な変態的な人でないとおもうふう
になり得ないので限界があるけれども、ふえていくというものではない。

河崎 あるにはあるんですけど、

保安課長 上野附近にいわゆる男娼というのが、正確な数字は掴んだことがないんですが、相当数いることは事実です。男娼はやつぱり動いております。大阪あたりからこちらへ出てくるんで、むしろ関西の方が本場らしいですね。何うでは遊ぶことの本当の通はそこまでないかなーといけないうんだというふうな考え方で、何うの方が多いようですね。これはどう願ふほどの数まではつきません。

神崎 それでは今日のゲストの方々がら有難なお話を伺いましたから、一つ二つ近で自己紹介をお願いいたします。

(田中 課長より各審査委員を紹介)

各 審 査 委 員 退 席

神崎 只今まで行政監察特別委員会の専門委員の方、法務府検察局刑事課の方、警視庁の保安課長さんからそれ入、重要なお話を伺いました。これをいろいろ活用してゆきたいと思ひます。

これから部会審議に入ります。只今お手許に差上げた部会の審議案のなかの調査計画について御意見を承つて精進するものと承知から取上げていくかという点について御意見を承りたいと思ひます。

志 橋 取調り当局では一応緊急規定はできていますんでしようね。

神崎 尚、それがお、警視庁の今の考え方と広範の場合と、北海道の場合とそれ／＼違ってくる。

志 橋 全国警察の組織の上からいつて明確にしておかないと統計がとれないわけですね。

神崎 これは今までの警視庁で行われている規定とか、国警でやっている規定とか、或いは厚生省の衛生局でやっている規定とか、そういうものを集めてみて、それを基にして大体の標準になるようなものを作ろうと思ひます。思ひます。

廣 田 今原口さんから行政監察特別委員会で人身売買の資料をもつていらつしやうが、要らなくなり、下積みになってしまふから、こゝからくれといふ要求をなさたらどうかというのを御親切におつしやつてお歸りになりましたから、是非どうもお取計い下さるよう……

神崎 それでは緊急動議としてお取扱い願ひたいのですが、行政監察特別委員会が調査した人身売買の資料ですね。これは大体赤線区域の肉店と農村の人身売買の問題と二つの資料があるのですが、それをこちらに格下げして頂くという申請をしたいと思ひますが、皆さん御異議がなければこゝで採決したいと思ひます。

(大異議なし)の声あり

それでは御承認を仰ましたので、事務当局で一つお願いいたします。

田中 今定義の問題が出ておりましたけれども、公娼制度廃止に附する勅令なんかなの場合に、公娼というの

はどういう定義だったわけですか。

神崎 これは娼妓取締規則の中にあると思ひます。

志 橋 今の警視庁のお話だと、公娼的なものとして云々所考えられるといふましたね。

神崎 いや、それは公娼系統から出たものと私娼系統から出たものと……

志 橋 公娼からこれは集娼の一極ですね、たゞ系統づけをするための便宜上の問題ですね。今日では公娼というのは原則としてはないわけですね。

神崎 時々行政措置で多少手加減があるといふところ、若干の公娼性といふか、黙認制といふか……

志 橋 黙認されたものは公娼に準ずるといふわけですね。

神崎 東京はカフエを主にしていろいろな形だから特飲ですが、今おつしやつたように地方によりまして下宿屋の形になったり、宿屋になったり、ちつとも特飲じゃないんですよ。東京じゃ特飲の言葉が通っているんだけれども、赤線区域の方がかえつて全部に／＼通りますね。

田中 地方により通っていないところもあるようですね。各県の取調室に調査を依頼したところ、赤線区域とはちつと向合せがあつたところがあるんですね。

神崎 東京では特飲街といつておりますが、ちつともそんなのじゃなくて、下宿屋や旅館、それが三疊たの

四疊半のつちやこちやした建物なんですね。ですから先程お話のように地方によりましてやり方が違ひますから、ちつと赤線と黙認といふような言葉で……

田中 敬婦でもずいぶん集娼的なものもあると思ひますが、新卒の武蔵野館の裏あたりは準特飲街じゃないのですか。

神崎 風俗営業法の許可をとれないで、食店衛生法による保健所の取調りを受けている花園街なんか、これも一厘の集娼的な街なんですよ。たゞ警視庁のいう風俗営業の赤線区域内に入っているかどうかという問題ですね。実質的には集娼的な街、集娼ですね。

江上 敬婦であつても、あつていふうちにまづつてこれは警視庁では取調りをゆるめてゐるのですか。高層組合員になつていて、税金を納めてゐるといふのはいいのですか。強力な組合をもつて検閲検査

でもつてゐる。

江上 新宿あたりの食品衛生法で取締られてゐるところも組合があるんですね。税金も納めてゐるというわけでも、それは飲み食いの方の税金でしよう。

神崎 これは吉原だつて遊藝飲食税が云になるわけですね。あ、勿論所得税とか、事業税とか、揮發税、いろいろかゝつてきますけれども、最近の傾向としてはほんたうな法人組織になつてゐる。あ、いうハンパン屋が会社になつて、社長がいたり、専務がいたりする。法人になると税金がぐんと安くなりますからね。

田中 立派な弁護士がつかつてゐる。

河野 ですから古い、度けなかつた屋敷とかどういふところは昔ながらの営業の仕方ですが、吉原や大塚、東京のようにならへん焼けた竹はほかの経営の影を各自が創作してゐるんですね。私はちよつと吉原のことを通じて皆さんにも願ひして置きたいと思ふんです。吉原へは先頃神崎先生もお出でになつたんでよく御存じですが、停車場の前のちよつと入り込んで、うらぶれた所に二階に八つ、九つの部屋のある下宿屋のような建物がございます。それが勝のすまやうな非衛生な部屋ですが、そこから吉原の駅へ出ていって客引をやつてゐたわけですね。そこで吉原の東側の空地を市も買入れ交渉の結果、鉄道でも、こゝならよめるうといふので六百坪ぐらいいいといふことになつたのが、起りなんです。そこへ一戸九つから十個の部屋のある二階建ての東を九軒、六百坪の所にくつつけて建て、大分出来上りかけてゐる。丁度壁を塗つてありましたが、地上の特飲街の建てるに違ひ、東京式にカフェを建てるのではなく、下宿屋を建てる。それで皆さんたちが自由にやつてゐるといふ流れがなりました。しかし吉原の場合は本當に住宅地なんです。鉄道も初めいゝといつたけれども、實際は鉄道も、それは取り消してくれと市の当局にいつたのですが、すでに遅くじやんじやん建てる始まつてゐる。市の方では下宿屋をするといふんだから、建築法規上は不備がないから——本當は何をするかわかつてゐないから——どうもしようがない。それで地元の向戸として取上げ、二月間に鉄道労働組合の方と地元の方とあひだになつたのですが、

その時はそれほど強く起つてゐなかつた。今度は鉄道労働組合と婦人団体が取上げ、そこへ丁度神崎先生がお出下されて、また力を得たといふわけですね。華人会の方がついてゐたのです。神崎先生のお話だと宿根に全国の業者が集まつて、大いに全面的に結束してやろう。今吉原はあゝいふふうになつてゐる。あれをやりかけたんだからみんなで押してやらせようといふことだつたそうですね。

神崎 これは去年の八月に、労働会談を前にして全国の業界はいかにあるべきかといふことで、業者が集まつてきたわけなんです。そのときに、昔は貸座敷連合会という強固な組織があつたのですが、これは解体して、それに代る組織としては各地区にカフエ協同組合という事業者団体をまつてゐるが全国をつなぐものがない。全国運動をやるときは、全国性的な防自治会といふ名前を使つて、これの賛助員に——それは業者の証によると——吉田首相も参加してゐる。私は賛助員名簿といふのに戸田均次や文部省の某高官も署名してゐるのをみた。これはおそらく但がれたんだと思ひます。誰か向に立つてゐる男が性善子防をやるといつたので、それは結構だといふので何んか署名した。それを向うは顧問になつてゐるとか、賛助員になつてゐるとか、いふふうにして利用してゐるんです。この団体が全国大会を去年の八月に箱根でやつたときに一番頑強に公娼の復活の要求を出したのが吉原の業者なんです。それは前借関係も民芸上の借借関係に改め、とにかく業界を安定させるといふことなんです。いふことは営業を公認するといふことになるわけですね。これをこの大会で決議してくれなければ死んでも帰らないといふえらい頑強なやつなんです。それに対して業者の中でも少し頭の進んだのは、現在の情勢下において二度と再び日本に昔のような公娼制度が復活するやうなことは絶対に考えられない、おれおれのやることは、いかにして社会の批判を多くするかといふことだといふ。なま／＼考えが通つてゐるといふんです。そういう合理的な業者もゐるわけですね。そのときはそれが大勢を支配して、吉原の代表——中野も助ツクといふのです。これはこれを敬服したのである。そのときに私は下手をすると思ふのは公娼の廃止は公娼の一角から消れるかも知れないといふことを予感したので、それが通中して、やういふ借借形式による公娼の特飲街の實現が表面化してきたわけですね。業者は吉原ではこゝういふ成り行きを承つた、だから全国の業者もこれにあらまといふことになつてゐるわけですね。それが悪いと私は思ひます。

河野 だがそれとて吉原では一生懸命な人です。また地上の特飲街のやり方は、あれを認めて非難に主眼が

ひ学校関係とか、婦人団体、地元の方々が関心をもつておりましたでしょう。あの肉心のもち方が非常に全国にいい影響を及ぼしているんですよ。法律も不備で、建築法規も不備なんです。地上に新しく建てることを押えてしまった。ハトの町とか、できていた所にはなかなか手が届かないけれども、せめて新しく建てる所は何とか別の方法で押えていこうというところが自覚される。地上のときにはあの建物も東京部が業者に頼まされたようにに幹流して井澤組合がなんが買収して教育住宅にした。

田中 そういう解決方法ならいいんですが、私、心配なのは、先生は婦人会が結束したようなことをおっしゃったけれども、私の方の広島県育望の報告を見ると、婦人会の主張は、あそこにあることは結住宅地域だから反対だ。だから陳述町という場所へもっていかないと、ということらしいのですが、その考え方が問題だと思っています。

市の報告をみると婦人会の人々も根本的には反対のようには考えられませんが、商家の子文をやるという考え方がそこでもある。住居地域にあつちや困るけれども、そこには持つていつてくれればいい、という考え方のようです。

河崎 今のところはその程度の考えですが、元からある所へ移して、これから新しくは増えさせないという事です。地元の間際を金武院へ呼んでいられるんですが、だん／＼ほぐしていきますと地上とちよつと違ふところは、市の方も住宅が要るのです。だから結局市の方も少し心配しなさい。鉄道の方も少し責任があるから何とかしなさいというので、結局あれを買収して住居にして、あそこには増えさせないということになる。その人はわたしたちのいる所を避けてくれると、駅の前の変更所に案内しましたかとても同じ人間と思えないんです。結局あんなかのような、日も暮らない、寒いところ。こんなところへよく要の人は入って来ると思つてお（笑）そういうところ。あれをあのまゝ置いといていけなから、あの人たちがそこへ出したお金を返して、元から建物のあつたところへ一応置く、数はふやさないでおきたい。この方は元からあるんだから、法務省も動いているから、横から促進し、じり／＼これの力を整備していくようにして、とにかく新しく作らせないということだけは、何とか市の方にも骨を折らし、並列していったというようなことを広島へいつてはさりました。今警視庁の方のお話をきくと、押えても押えてもでくるということですが先ず第一に新しい

のをきかせないようということです。

江上 それは東道の一節現像という形ですか。私は原則論を振返すようですけれども、新しくできないようにするのはいいけれども、それは少し妥協だということな印象がするんですが。

河崎 今はそれよりできないですね。法律が……

江上 根本的な大勢の啓蒙の必要がある、そうしないと、どこか押えても、根本的な解決ではない。

河崎 それは根本的な建築法規の法令がその通りでしょう。建築法規にも抜け道があるんですよ。建築は一昨々年その方の取締法律を修えたんですよ。ところが参議院は通ったけれども、衆議院は賛成のある人が多いから降りつづかされて、抜け道がずいんです。そういった法律を一方で作りながら、進めよう作らせないようにするということが、今のところ……

江上 今はちよつと一応病室を押えたような感じがいたしますが、結局は、私の印象では、新しいものは作らないとしても古いところを拡張してやるから入れたいような処理の仕方ならば、業者は大変なすこ勝たから、新しい場所を買ったとしても、何か全国的にそういうやり方で……

河崎 前に二一建築法規が参議院で降りつづかされたけれども、それをまた新しく増えて取締りをして、一方法務省関係で新築の取締りをするなど、進めようなふうな形でやうて、そういう問題については、これからはどう無暗勝手にはいできないというふうな整理をこのことを通じて作っていく。そんなことぐらいはできないうです。

田中 法律の肉心というよりも、何かそれによつて困る人が出るということはないんですか。面子の問題とか、関係していらつしやる方を集められると困るような人が……

河崎 業者の面子をあげるといふのです。それがたゞ／＼の移転勧告にもあつたわけですよ。それが今になって、移転する場合に補償金をよこせ、営業を保証せよというふうなことをいっているんですよ。だから人件費業者は賛成あるのみ、解体あるのみと聞いてはいるけれども、実際問題としては、地元の住民の賛成、法律関係からいって、今河崎先生からいわれたように、あそこは新築のものを作らせないということには非常に大きな成果だと思つて、あとは小細工というアル・スがあるのですが、その地域に移転する

ならば反対しないというくらいに扱いたいですね。そこに移動する。そうすれば協力するということまでは私は避けたらと思うんですが、そこに引越すならば反対しないということにして、建築費——借入金は全然出す必要はないが、建物の実費ぐらいは、転用できるものですから、買収して住宅にして活用する。それだけでもできれば、私はあの土地としては大きい成功だと思えます。現在の飛騨巡査としては、あそこへ逃げこむなら諦念しないという程度ですね。

河崎 厚生委員会もそういうふうに進めているのですが、厚生委員会として、今の運動のうちじや一番實際的で、そこからほぐらして行く最初のケースだと思っております。

後藤 場所をどうするか、或いはそれを認めるかどうかということになっているようですが、一旦仮に引越していただきますわね。でも商売は一体誰がするか、そこへ入って雇傭関係になるか、任意になるか、さっきの面談させる場合だと、或いは賃借になるか、そのことで決めていかれませんか。つまり家をその人が持つておつても、そこで働く女がいなくなれば商売は成立たないわけです。働く女というのは吉原あたりのこの向の報せをききますと、別に雇傭関係はない、われわれは自治会を作つて云々ということをしているのは困りますけれども、そういう者はやはりありはしないと私は思うんです。そういうところとすると必ず人等雇傭の問題、或は雇傭関係が必ず生じてくると思ふんです。そのことを法律でだん／＼決めてゆけば、働く女は極度に抑えられてゆく。そうすると営業自体が成立つていかなくなりまうか。

神崎 それが広島というところは街道が立つていませんね、東京はとにかく警視庁のお膝元だからさちんとしているんですが、広島はさち／＼なんです。これに対しての私の整理の方針をこの岡婦人青年大会で発表したら、県の衛生部長が立上つて、先生のあつしやる通りだ。これは世論の力によつて解決する以外に道がない、と感服していったくらいです。

後藤 こちらの話をききますと、参議院でおとりになつた態度は妥協的だと考えられますが、国会の立場、外生力の立場とやその人たちの生活の問題とか、住いの問題とかを考へて、或る意味でそういう方法しか考へられないかも知れません。けれども、そこでそれはやむを得ないとして、その次に打つ手は、今神崎さんがあつしたような、広島の一般の人の世論と同時に、働く女に対してそういう圧力をかけていくということがあつたように、

考えられるんじゃないでしょうか。

江上 引越す場所ですね。今あるところへ引越しようという所が無条件に膨脹する危険性はないんですか。つまりこちらがこつぱいけないうが、そこへいくことは妨げないという態度でみんながいるわけですから、向うではそれを利用して膨脹以上に今度はそこを膨脹させるというふうなことは……

神崎 それより、僕は逆にあつた会の業者が八十軒ぐらゐるのです。引越できるものが半数ないと思ひますね。新築したり、資金の確保がおりまして、金のある者、数寄のつく者が半分、或いは三分の一でしょう。引越したあとにも本質的には根が残りまう。

河崎 しかし区画整理で全部取替われることになつています。

後藤 この解決策にすべての問題が含まれていないと思ひます。需要があれば必ず供給があるわけですから、需要の方の根を断つことが根本問題になつてくると思ふんです。これは一種の国民運動というか、社会の健康運動というか、そういうものの裏づけがなければ、どつちへ押してみても、形態は抑えられはるほどまづ／＼変つた形態ができてくるんじゃないかと思ふんです。

藤田 そうなると反対側に経済的な裏づけがなければ……

後藤 極く当面の施策と次のものの結びつきですね。根本的な目標と当面のやつとの中間目標としてじりじり抑えないと空回りしてしまふのではないのでしょうかね。

藤田 私たちとしてはどうして頂きたいと思ひますね。

河崎 併行的にやることは必要だと思ひますね。

神崎 右の壁減せよ、解体あるのみという強い宣伝の方がいいですよ。

河崎 池上ができなくなつたというのが大きな刺激なんですよ。神崎 それではその次にどういう仕事に着手するかにどう向う、それに當つて私一つ、折角労働基準局の方から監督官がお見えになつておりますので、この次の会議で基準法違反の模範的な判例というのを一つ、二つ採りてきて頂きたい。

森内 虎尊関係ですね。採つてみましょう。実は二ヶ月ばかり前に採つたのですが、そのときはちょっと見

つからなかつたのです。基準法三條關係として送りました。取安法の三十二条で檢査が提起する。或いは檢査が基準法違反として裁判が取安法の方を主たる米文に據ける場合もあって私の方にすぐこないので、全般的な判例がなくてこまごまと聞かされたのです。調べてみましょう。

神崎 どれともう一つ国会の報告書に東貨上の債權關係があると認定していますから、その認定に基いて今の独立事業という形式的説明が事實であるかどうかが、一つ、基準監督官からの報告材料をまとめて調べて見解を下して頂きたいと思ひます。

森内 東貨は先程おっしゃいました十限則をやっているわけですが、それが最高裁の判決例を指しは認めていますか。またそこまでの段階に至っておりませんので、どうも……判例の件は調べてみます。

神崎 基準監督官關係ではいろいろ違反事件、一前債關係、債權關係の信託があると認つていますが、

森内 十七条違反というのはあるのですか。結局基準法違反でとらえるのは、御存じのように、慈善そのもののやなくて、前借金の前借とか、利益を得て他人の就業に干渉するとか、強制その他の拘束の下に労働させたという關係があるのでして、例のボツボツ九号ですか、これと全数判の觀察から見えておきますので、その果が果して直接的に御参考になるかどうか、趣向なんです。

神崎 今度は次にこれからやっていますか。

森内 虎毒も子の毒というのとはどこかでおやりになつたのがあるのですか。

田中 それはこれから私共の方でする予定でございします。

渡田 福岡にとてもいい例があります。福岡の職員室に七人の従業員が駆けこんで、労付基準局や取安の方も手伝つて下さって、七人がみんな更生を誓って前借を拂引きにしてやつたのです。しかし残念なことにはもうすでに二人がもとに戻っているんです。

河崎 田中会で吉田さんが取縛るとおっしゃつたでしょう。法務總裁も取縛っているとおっしゃつたけれども、どう取縛っているんですか。違害事例もできていないやありませんか。更生したつて生活も立てられないやないですか。いって、いろいろな問題から緊要質問しようと思つておられるんですが、そうして一が促進して、つらり生活の問題も考え、買ひにいく男の人の問題も考え、これ神崎さんが早晩を書いていらつしやいます。

たね

森内 ちよつと先程の件を確認したいんですが、判例の件は結局どういったいわゆる特赦借に似くものか、御者であるとするところの判決、債權關係があるかどうか、これが一つ、もう一つ、こういった他人の就業に干渉して利益を得たとか、六条とか十七条、こういう關係も含みますようか。そこまで含むということでしょうか。

井手 東畑先生からはただ傍聴してくるようにはいわれたのに、発言することは結構だと思つていますが、私三年ぐらひかかつて婦人問題の過去における天賦のリストを作つてそれを紹介してきたのですけれども、その中の昭和三年頃にやはり労働問題が出ています。その頃労働問題とどういふふうに関係したかということ、これは東貨の關係ということ、それから凶作による一時的なものではなく、むしろ暴性的な農村の窮乏ということ、これに問題があるんじゃないか、こういう二つの扱い方が出ているのです。大塚先生から経済的な問題も出てくるというお話もあり、又葛藤さんが、当面の政策と根本的な政策のからみ合いの問題をおっしゃつたんです。そのことを考えると、調査の中に出身地を入れる必要があるんじゃないか、と思ひます。

渡田 御説明いたします。先程田中課長からも説明のありましたとおりこの調査を依頼する先は東京府校区のです。私も一応出身地を考へまして打合せの時にその問題にふれましたところ、檢事さんのお話では出身地が田舎ですと本籍と大体一致するということでしたので本籍の項目を追加したわけです。今度農林省の奥体調査がありますから、そのときには只今のようは階層的なものも充分考へて調査表を作りたいと思ひます。

井手 出身地と送金ですね。そのときの調査で一番役に立っているのは出身地と送金の状態でしたから……後藤 それともう一つ、非常に一般的なものですけれども、この中でも御存じの方があつたと思ひます。東北の方では生活が窮乏するからでしようが、女の子が生まれると喜ぶんです。年増になると、おめえさんの家の運ははのくれなででなしたけい、ということが平気で語られていて、地方によつては慈善とか、遊女にすることをなんども考へていない。当り前のことに考へている地方もある。こういうことをなんかも全国的に調べてみる方法がないかしらと思ひます。

田中 前に一度古いのはございします。その調査では場合によつては子供を売つてもいいという人が三十八パー

セントありました。
後、陳 壇を高い直段で飛んだというところ、まあ、ようがしたね」といって品物のように考えている。
神 崎 ではこの次に面接用の調査カードを作って頂きたい、それから、もう一つ先程おっしゃった福岡のテ
イスですね、これを一つ、この次の事例研究のテーマにして取上げて、これを検討してゆきますというくわ
と認うので、それを事例研究でやることにし、今度は大体いつ頃前さましようか、
田 中、私共資料を依りますのに時間がかかりますので八月はお休みして九月に、
神 崎 では又回は九月に前くことにして、その間に資料、調査の準備をするということにいたしましたようか、
或いは特別に異色の問題があれば、また御参集願うかも知れませんが……、それでは長崎同前がどうございま
した、散会いたします。(終り)

附 録

婦人少年問題研究会婦人部会

児童問題対策についての計画書(案)

一 資料作成

- 1 研究文献リスト
A 各府県関係のもの
B 一般のもの(雑誌特集号等も含む)
註 主として戦後のものを中心とするが重要なものは戦前のものも集積する。
- 2 戦後の児童沿革年表

- 3 法律系令集
- 4 連合軍指令集
- 5 判例判決集(児童福祉法、勅令九号、野村基準法、職業安定法等の違反等)
- 6 諸外国法令集

二 調 査

- 1 娼婦、散婦、公娼、私娼の概念規定をはっきりさせる。
- 2 児童福祉に娼婦の全国総数把握
- 3 娼婦(娼婦の形態)の把握
- 4 確定訴訟記録(男、女)
- 5 娼婦及び従業者に対する実地調査
- 6 赤線区域に対する替成、反対論の根拠
- 7 娼婦に關する調査
- 8 諸外国の実情

三 予 例 調 査

- 1 新潟事件
- 2 横浜事件
- 3 広島事件

四 基 礎 風 紀 向 題

- 1 R A A 協会
- 2 米軍の風紀対策
- 3 政府の対策
- 4 各地の実情

五 対 策

1. 行政監察委員会の報告書（女子及び年少者の人身売買に関する報告書）の処理事項
2. 勅令九号法律化に伴う実施事項
3. 法律改正についての準備事項
- イ、國際條約批准問題
- ロ、全國法策（児童虐待の決定）
- ハ、給 給

第一回婦人問題部会配布資料（七月一日）

- 一、才十三回国会衆議院行政監察特別委員会決議才十一号
- 二、同 才十二号
- 三、同 才十三号
- 一、女子及年少者の人身売買に関する報告書（行政監察）
- 二、同 報告書について婦人問題会決議記録
- 三、最近における年少者のいわれる人身売買事件について
- 四、第三回報告（年少者対策）
- 五、児童虐待の法令
- 六、昭和二十年八月から昭和二十一年十一月までの児童対策（警視庁）

一九五二年八月一三日印刷
一九五二年八月一三日発行
編集兼 東京都千代田区大手町二丁目七番地
発行人 労働省婦人少年局
印刷人 東京都千代田区富士見町一丁目一六
印刷所 東京都千代田区富士見町一丁目一六
協 立 社